

令和2年 4月28日

檀原運動公園をご利用の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策に係る
檀原運動公園スポーツ施設の臨時休場期間の延長について

このことについて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、檀原運動公園スポーツ施設を臨時休場としているところですが、令和2年5月31日まで臨時休場期間を延長することといたしましたのでお知らせします。

<臨時休場期間>

令和2年4月21日（火）から令和2年5月31日（日）

※今後の状況により変更となる場合があります。

※5月10日（日）のグラウンド・テニスコート抽選会（7月分）は中止します。

<対象施設>

- ・軟式野球場
- ・ソフトボール場
- ・硬式野球場
- ・テニスコート
- ・ヤタガラスフィールド檀原
- ・屋根付運動場

【利用料金の取扱いについて】

- ・臨時休場期間中の既納の利用料金については、全額を還付いたします。また、このほか新型コロナウイルス感染症対策を理由に利用を中止される場合についても、同様の対応といたします。

【お問い合わせ先】

①檀原運動公園管理事務所 【(公社)檀原市スポーツ協会】 Tel.0744-22-6665